

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号)」の施行に伴い、原則、全ての建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう義務付けされることから、那覇市手数料条例に定める手数料について、新たに発生する事務の手数料を定めるとともに、既存の手数料の額を見直し、併せて字句等を整理するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第5項及び同表第6項の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した審査の事務の手数料について適用し、同日前に申請を受理した審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下</p>

「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住戸

(ア) 1戸のもの 24,000円

(イ) 2戸から5戸までのもの 49,000円

(ウ) 6戸から10戸までのもの 69,000円

(エ) 11戸から25戸までのもの 98,000円

(オ) 26戸から50戸までのもの 142,000円

(カ) 51戸から100戸までのもの 205,000円

(キ) 101戸から200戸までのもの 281,000円

(ク) 201戸から300戸までのもの 371,000円

(ケ) 301戸以上のもの 433,000円

イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住戸

(ア) 1戸のもの 11,000円

(イ) 2戸から5戸までのもの 22,000円

(ウ) 6戸から10戸までのもの 33,000円

(エ) 11戸から25戸までのもの 47,000円

(オ) 26戸から50戸までのもの 72,000円

(カ) 51戸から100戸までのもの 110,000円

(キ) 101戸から200戸までのもの 158,000円

(ク) 201戸から300戸までのもの 205,000円

(ケ) 301戸以上のもの 229,000円

ウ 共同住宅等の共用部分

(ア) 300平方メートル未満のもの 78,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 103,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 129,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 205,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 266,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 322,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 372,000円

エ 住宅以外の用途に供する部分で標準入力法又は主要室入力法の場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 162,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 203,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 265,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

		<p><u>未満のもの 379,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 471,000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 560,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 637,000円</u> <u>オ 住宅以外の用途に供する部分でモデル建物法の場合</u> <u>(ア) 300平方メートル未満のもの 62,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 79,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 105,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 173,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 230,000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 279,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 325,000円</u></p>
(2)	<p>法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項</p>	<p><u>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u> <u>ア 住戸</u> <u>(ア) 1戸のもの 3,300円</u> <u>(イ) 2戸から5戸までのもの 6,900円</u> <u>(ウ) 6戸から10戸までのもの 11,000円</u> <u>(エ) 11戸から25戸までのもの 20,000円</u> <u>(オ) 26戸から50戸までのもの 34,000円</u> <u>(カ) 51戸から100戸までのもの 62,000円</u> <u>(キ) 101戸から200戸までのもの 100,000円</u> <u>(ク) 201戸から300戸までのもの 129,000円</u> <u>(ケ) 301戸以上のもの 137,000円</u> <u>イ 共同住宅等の共用部分</u> <u>(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 12,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</u></p>

に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円
	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 100,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 129,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円
	ウ 住宅以外の用途に供する部分
	(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円
	(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 12,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円
	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円
	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 100,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 129,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上のもの 158,000円
	[略]

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
- 2 「モデル建物法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ判定に係る建築物の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあつては、83,000円) ア 標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円

		<p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未<u>満のもの</u> 608,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未<u>満のもの</u> 719,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上<u>のもの</u> 820,000円</p> <p>イ <u>モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未<u>満のもの</u> 83,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未<u>満のもの</u> 106,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未<u>満のもの</u> 139,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未<u>満のもの</u> 223,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未<u>満のもの</u> 291,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未<u>満のもの</u> 349,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上<u>のもの</u> 410,000円</p> <p>ウ <u>標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未<u>満のもの</u> 11,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未<u>満のもの</u> 17,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未<u>満のもの</u> 27,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未<u>満のもの</u> 77,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未<u>満のもの</u> 121,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未<u>満のもの</u> 152,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上<u>のもの</u> 190,000円</p>
(2)	<p>法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p><u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該計画の変更に係る建築物の部分の評価対象床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(評価対象床面積がない場合にあつては、41,500円)</u></p> <p>ア <u>標準入力法又は主要室入力法の場合(ウに掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未<u>満のもの</u> 107,500円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未<u>満のもの</u> 134,500円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未<u>満のもの</u> 173,500円</p>

		<p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 247,000円</u></p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 304,000円</u></p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 359,500円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの 410,000円</u></p> <p>イ <u>モデル建物法の場合(ウに掲げる場合を除く。)</u></p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの 41,500円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 53,000円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 69,500円</u></p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 111,500円</u></p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 145,500円</u></p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 174,500円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの 205,000円</u></p> <p>ウ <u>標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合(法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)</u></p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの 5,500円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円</u></p> <p>(ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13,500円</u></p> <p>(エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 38,500円</u></p> <p>(オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 60,500円</u></p> <p>(カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 76,000円</u></p> <p>(キ) <u>25,000平方メートル以上のもの 95,000円</u></p>
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	<u>(2)の号に定める額と同額</u>

<p>(4) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)</p>	<p>申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、<u>それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u></p> <p>ア <u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(1)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円</p> <p>イ <u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(2)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 83,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円</p> <p>ウ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</u></p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
--	--

		<p>エ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</u> (ア) <u>200平方メートル未満のもの 18,000円</u> (イ) <u>200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>オ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの 66,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上のもの 265,000円</u></p> <p>カ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの 33,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上のもの 148,000円</u></p>
(5)	<p>法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、<u>それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u></p> <p>ア <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又はイ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの 11,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u> (ウ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> (エ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円</u> (オ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円</u></p>

			<p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上<u>のもの</u> 190,000円</p> <p>イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</p> <p><u>(ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円</u></p> <p><u>(イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円</u></p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに<u>限る。</u>)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満<u>のもの</u> 11,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満<u>のもの</u> 21,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満<u>のもの</u> 44,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上<u>のもの</u> 77,000円</p>
(6)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)		<u>(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u>
(7)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。))による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		<u>(5)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</u>
(8)	法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に<u>限る。</u>)</p> <p><u>(ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円</u></p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未</u></p>

数料

満のもの 269,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円

イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)

(ア) 300平方メートル未満のもの 83,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 139,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 410,000円

ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)

(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円

エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)

(ア) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 19,000円

オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)

(ア) 300平方メートル未満のもの 66,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円

			<p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 33,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 148,000円</p>
(9)	<p>法第41条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イ及びロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円</p> <p>イ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円</p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円</p>

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。
 - 2 前項の「工場等部分」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であって、基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものをいう。
 - 3 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
 - 4 「モデル建物法の場合」とは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画が基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された場合をいう。
 - 5 「標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法の場合」とは、第3項又は前項に規定する場合をいう。
 - 6 「登録機関」とは、法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 7～8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	次のアからスまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからスまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等(基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限

る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 215,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 820,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 83,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 106,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 223,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 291,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 349,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 410,000円

ウ 基準省令第10条第1号ロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 23,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

未満 97,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル

未満 143,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル

未満 176,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 217,000円

エ 基準省令第10条第1号ロ(2)に適合するものとして

申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供

する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から

(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の

区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 20,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未

満 27,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル

未満 37,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

未満 91,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル

未満 136,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル

未満 168,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 208,000円

オ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申

請された非住宅部分 ア(ア)から(キ)までに掲げ

る当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該

ア(ア)から(キ)までに定める額

カ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合する

ものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係る

ものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部

分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は

(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 34,000円

(イ) 200平方メートル以上 38,000円

キ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合する

ものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係る

ものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部

分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は

(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 18,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

ク 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合する

もの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとし

て申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除

く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 26,000円

(イ) 200平方メートル以上 28,000円

ケ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)

次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの カ(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該カ(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するものとして申請されたもの ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ク(ア)又は(イ)に定める額

コ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 66,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 265,000円

サ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 148,000円

シ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)

		<p>までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 49,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 206,000円</p> <p>ス 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)</p> <p>次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの コ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該コ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するものとして申請されたもの シ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額</p>
(2)	<p>法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する</p>	<p>次のアからウまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</p> <p>ア 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 121,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 152,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 190,000円</p> <p>イ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 6,000円</p>

審査	ウ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の (ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積 の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定め る額 (ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未 満 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 77,000円
[略]	

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	次のアからセまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからセまでに定める額を合算した額(建物の全部がアからセまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあつては、20,000円) ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るもの)に限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 820,000円 イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るもの)に限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 83,000円

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未
満 106,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル
未満 139,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 223,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 291,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メー
トル未満 349,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上 410,000円

ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとし
て申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供
する建築物に係るもの)に限り、カに掲げるものを除
く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に
係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)
までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満 23,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未
満 31,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル
未満 42,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 97,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 143,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メー
トル未満 176,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上 217,000円

エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとし
て申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供
する建築物に係るもの)に限り、カに掲げるものを除
く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に
係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)
までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満 20,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未
満 27,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル
未満 37,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 91,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 136,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 168,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 208,000円

オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(カに掲げるものを除く。)
ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額

カ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 11,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 121,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 152,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 190,000円

キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。)
次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円

ク 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。)
次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 26,000円

(イ) 200平方メートル以上 28,000円

ケ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びロに掲げるものを除く。)
ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該

ク(ア)又は(イ)に定める額

コ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 6,000円

サ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 66,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 265,000円

シ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 49,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 206,000円

ス 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、セに掲げるものを除く。) シ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額

セ 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物の住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 11,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

		未満 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 77,000円
(2)	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1)の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	(2)の号手数料の額の欄に規定する額
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	次のアからスまでに掲げる申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからスまでに定める額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 215,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 269,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 347,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 494,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 608,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 719,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 820,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 83,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 106,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 223,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 291,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 349,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 410,000円

ウ 基準省令第10条第1号ロ(1)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 23,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 143,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 176,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 217,000円

エ 基準省令第10条第1号ロ(2)に適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 20,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 27,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 136,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 168,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 208,000円

オ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分 ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額

カ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 34,000円

(イ) 200平方メートル以上 38,000円

キ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 18,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

ク 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 26,000円

(イ) 200平方メートル以上 28,000円

ケ 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの カ(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該カ(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するもの

として申請されたもの ク(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ク(ア)又は(イ)に定める額

コ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 66,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 186,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 265,000円

サ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 148,000円

シ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 49,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 82,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 142,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 206,000円

ス 基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 基準省令第10条第2号イ(1)に適合するものとして申請されたもの コ(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応

		<p><u>じ、当該コ(ア)から(エ)までに定める額</u> <u>(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)に適合するもの</u> <u>として申請されたもの シ(ア)から(エ)までに</u> <u>掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応</u> <u>じ、当該シ(ア)から(エ)までに定める額</u></p>
(5)	<p>法第29条第1項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費 性能向上計画(法 第30条第1項各号 に掲げる基準に適 合していることに つき、あらかじめ 評価機関等による 審査を受けた者に 限る。)の認定の申 請に対する審査</p>	<p>次のアからウまでに掲げる申請に係る建築物(法第29条 第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、当 該アからウまでに定める額を合算した額(当該申請に併 せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあ っては、その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ 那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造 計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあって は、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を 加えた額)を加算した額)</p> <p>ア <u>非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる当</u> <u>該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)</u> <u>から(キ)までに定める額</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未 満 17,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル 未満 27,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満 77,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満 121,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メー トル未満 152,000円 (キ) 25,000平方メートル以上 190,000円</p> <p>イ <u>住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)</u> 6,0 00円</p> <p>ウ <u>住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)</u> 次の <u>(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積</u> <u>の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定め</u> <u>る額</u></p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未 満 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 77,000円</p>
(6)	<p>法第31条第1項の 規定に基づく建築 物エネルギー消費</p>	<p>(4)の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額(申 請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第 2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、その額</p>

	性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 <u>その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額</u>)を加算した額)
(7)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	(5)の号手数料の額の欄に規定する額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、 <u>その額に当該申請に係る建築物ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、その額に第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)</u>)を加算した額)

7~8 [略]